

## 神戸市コインランドリー施設安全対策推進要綱

昭和58年2月21日助役決定

平成8年5月31日改正

平成10年5月8日改正

令和2年10月14日改正

令和3年4月1日改正

令和7年4月17日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、コインランドリー施設の衛生、防火、利用者保護等の対策（以下「安全対策」という。）について、市長、コインランドリー機器の製造・販売・施工業者並びにコインランドリー施設の営業者及び利用者の役割を定めるとともに、コインランドリー対策連絡会議を設置することにより、コインランドリー施設の安全対策の推進と適正な利用の普及を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で「コインランドリー機器」とは、洗濯機、乾燥機その他衣類を洗濯するための機器のうち対価を得て使用させるものをいう。

2 この要綱で「コインランドリー施設」とは、コインランドリー機器を設置して不特定多数の者に洗濯させるための施設をいう。

### (市長の役割)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事項を別表第1に定める神戸市コインランドリー施設安全対策指針（以下「指針」という。）に基づき推進するものとする。

- (1) コインランドリー施設の安全対策及び適正な利用に関する啓発活動
- (2) コインランドリー機器の製造・販売・施工業者（以下「製造・販売・施工業者」という。）に対する指導
- (3) コインランドリー施設の営業者（以下「営業者」という。）が行うコインランドリー施設の安全対策及び安全かつ適正な利用に関する指導
- (4) コインランドリー施設の実態把握及び情報交換

(製造・販売・施工業者の役割)

第4条 製造・販売・施工業者は、市長が実施する施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) コインランドリー施設の安全対策を配慮したコインランドリー機器の製造・販売・施工
- (2) 営業者に対するコインランドリー施設の安全対策上の助言及び指導
- (3) 市長に対するコインランドリー施設の開設及び廃止並びにコインランドリー機器に関する情報の提供

(営業者の役割)

第5条 営業者は、市長の実施する施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項の実行に努めるものとする。

- (1) 安全対策を配慮した構造・設備を有するコインランドリー施設の設置
- (2) 管理責任者の選任及び表示並びにコインランドリー施設の安全かつ適正な維持管理
- (3) コインランドリー施設の利用者（以下「利用者」という。）に対する安全かつ適正な利用方法の掲示

(利用者の役割)

第6条 利用者は、市長の実施する施策に協力するとともに、次の各号に掲げる事項の実行に努めるものとする。

- (1) コインランドリー施設の安全かつ適正な利用
- (2) 営業者の掲示する事項の厳守
- (3) コインランドリー施設が、不特定多数の者が利用するものであることを認識した清潔の保持

(会議の設置)

第7条 コインランドリー施設の安全対策について、関係局及び関係者との連絡及び協議を行うため、別表第2に掲げる者をもって構成するコインランドリー対策連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議の長は、健康局長をもって充てる。
- 3 会議は、必要の都度会議の長が招集する。

4 会議の長は、必要があると認めるときは、会議の構成員以外の者に出席を  
求めることができる

5 会議の庶務は、健康局環境衛生課で処理する。

6 会議の運営に関し必要な事項は、会議の長が定める。

(分掌事務)

第8条 関係各局の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別表第3に掲げる分掌事務に従  
い、それぞれ主管局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月31日から施行し、この要綱による改正後の神戸市  
コインランドリー施設安全対策推進要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年5月8日から施行し、この要綱による改正後の神戸市  
コインランドリー施設安全対策推進要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行し、この要綱による改正後の神戸市  
コインランドリー施設安全対策推進要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月17日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

### 神戸市コインランドリー施設安全対策指導指針

#### 1 構造・設備の基準

コインランドリー施設（以下「施設」という。）の構造・設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 他の用途に使用する部分と区画すること。
- (2) 採光，照明及び換気が十分に行うことができるものとする。
- (3) 床及び側壁は，不浸透性材料とし，清掃が容易な構造とすること。
- (4) 犯罪防止のため，外部より施設内が容易に見透せる構造とすること。
- (5) 排水が容易な構造とし，公共下水道のある地域にあっては，公共下水道に排水すること。
- (6) 流水式手洗設備を設けること。
- (7) 洗濯に使用する水は，清浄なものを使用すること。
- (8) 乾燥機及び付属設備の設置位置及び構造は，防火上有効なものとする。
- (9) 乾燥機を設置する場所には，住宅用火災警報器（無人施設に限る。）及び消火器を設置すること。
- (10) 有機溶剤を使用する洗濯機（以下「ドライ機」という。）を設置する場合には，気化溶剤回収用の装置を備えること。なお，気化溶剤を施設外に排出する場合にあっては，その開口部は周辺に悪臭等の影響を及ぼさないよう十分配慮した適正な位置に設けること。

#### 2 遵守事項

- (1) 施設内は，採光，照明及び換気を十分に行うこと。
- (2) 施設内は，毎日清掃し，その清潔保持に努めること。
- (3) 排水溝等は，汚水が停滞しないよう常に清掃に努めること。
- (4) ねずみ，こん虫等の防除に努めること。
- (5) 施設内に，ゴミ容器を備えること。
- (6) 洗濯機，乾燥機等の洗濯物が接触する部分，取手部分等は，毎日清拭し，適宜消毒を行い，清潔に保つこと。
- (7) 乾燥機内部の温度は，60℃以上とすること。

- (8) 清掃用具，消毒薬品等は，専用の場所に保管すること。
- (9) ドライ機を設置する場合は，管理者を常に置き，有機溶剤による危害防止に努めること。
- (10) 施設が，青少年非行の温床とならないように配慮すること。
- (11) 洗濯機，乾燥機及び付属設備は，安全対策に配慮した点検及び整備に努めること。

### 3 その他

この指針に定めるもののほか，法令等の規制を受ける事項については，当該法令等に規定するところによるものとする。

#### 別表第2（第7条関係）

健康局長

健康局環境衛生課長

消防局予防部査察課長

こども家庭局青少年育成担当課長

#### 別表第3（第8条，第9条関係）

局	分 掌 事 務
健康局	(1)指針1(1)から(7)まで及び(10)，2(1)から(9)に関すること。 (2)その他衛生に関すること。
消防局	(1)指針1(8)及び(9)並びに2(11)に関すること。 (2)その他防火に関すること。
こども家庭局	(1)指針2(10)に関すること。